



鎮魂の森

(仮称) 鎮魂の森の整備状況をお知らせします

(仮称) 鎮魂の森とは

東日本大震災津波に関する町全体の「追悼・鎮魂」の場とするとともに、町民が日常的に集い、憩い、交流の場として永く親しまれながら、森を育てていくことを通じて、「被害と教訓」、「復興への想い・感謝」と「希望」を将来世代にメッセージとして伝え続けていくことができるような場として整備しています。

基本方針

- 犠牲者への追悼・鎮魂
犠牲者を想い祈る、町全体の場
- 震災津波による被害と教訓の伝承
震災津波の脅威を正確に長く後世に伝えていくための場
- 復興への想いの継承
復興への想いを継承するとともに、支援への感謝を忘れないための場
- 憩い・交流空間の形成
多くの人が集まり、交流や伝承ができる場

町は、(仮称) 鎮魂の森の整備を、3つの工事に分けた計画で進めています。令和5年7月から着手している整備工事(その1)は、計画どおり進んでいます。その他、2つの工事を経て、令和7年7月の完成を目指します。

工期予定	主な内容
整備工事(その1) 令和5年7月21日～ 令和6年3月31日	土木工事、地下埋設工事など。 芳名碑・献花台・水盤製作。
トイレ新築工事 令和6年3月から	トイレ1棟(55.44㎡、鉄筋 コンクリート造)
整備工事(その2) 令和6年6月以降	園路、舗装、植栽工事、芳名 碑設置など。

愛称募集のお知らせ

町は、これまでの経過を踏まえ、この施設の名称を「大槌町鎮魂の森」にしたいと考えています。さらに、整備にあたっては、これまでに多くの皆さんの思いが形として実現する施設であることから、愛称を幅広く募り、決定します。

【募集期間】 3月7日(木)～4月25日(木) ※当日消印可

【応募方法】 応募用紙などに必要事項を記入し、応募箱・郵送・FAX・メールのいずれかで応募ください。
※応募箱の設置場所は、役場町民室、おしゃっち、シーサイドタウンマスト

【採用作品の発表】 令和6年6月(予定) ※副賞あり

【必要事項】 ① 愛称(ふりがな) ② 愛称の簡単な説明 ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 職業または学校名・学年 ⑥ 住所および電話番号

☎ 協働地域づくり推進課震災伝承推進班 〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号
電話：0193-42-8718 FAX：0193-42-3855 メール：densyo@town.otsuchi.iwate.jp

春は引っ越しの季節です。
転入・転出の届出を忘れずに!



転入届

大槌町に住み始めてから14日以内に届出が必要です。

- 届出人
本人または同一世帯員
- 持ち物
 - ・マイナンバーカード
 - ・身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証と医療受給者証など)
 - ・転出証明書(マイナンバーカードで転出届をした人は、証明書がない場合があります)

転出届

大槌町から他市区町村に引越する日の14日前から届出が可能です。

- 届出人
本人または同一世帯員
- 持ち物
 - ・マイナンバーカード
 - ・身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証と医療受給者証など)

☎ 町民課 Tel.0193-42-8713

町営住宅や県営住宅の転入・転出は、事前の手続きが必要です!!

大槌町内の町営住宅や県営住宅の転入・転出の届出をする人は、町民課で行う届出の前に、必ず下記の問い合わせ先に連絡し、事前の手続きをしてください。

- 町営住宅について ☎ 地域整備課 Tel.0193-42-8722
- 県営住宅について ☎ 大槌住宅管理センター Tel.0193-27-8440

転出届はオンラインで提出できます!

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインでも転出の届出が可能です。オンラインで届出すれば、役場窓口への来庁が原則不要になります。詳細は、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、児童手当や学校、医療費助成、介護保険などの手続きは、役場窓口への来庁が必要な場合があります

※転入届出は、転入先市区町村の窓口で行う必要があります



デジタル庁政策ページ
「引越手続きオンラインサービス」